

2012 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の 別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	株式会社 杉田製線

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		株式会社 杉田製線 東京工場					
事業所の所在地		東京都墨田区東墨田3-1-12					
業種等	事業の業種	分類番号	E22	E_製造業	鉄鋼業		
		産業分類名	鉄鋼業				
	事業所の種類	主たる用途	工場				
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	20,766.22 m ²	基準年度	18,082.39 m ²
			事務所	前年度末	2,689.36 m ²	基準年度	625.73 m ²
			情報通信	前年度末	m ²	基準年度	m ²
			放送局	前年度末	m ²	基準年度	m ²
			商業	前年度末	m ²	基準年度	m ²
			宿泊	前年度末	m ²	基準年度	m ²
			教育	前年度末	m ²	基準年度	m ²
			医療	前年度末	m ²	基準年度	m ²
			文化	前年度末	m ²	基準年度	m ²
物流	前年度末		m ²	基準年度	845.31 m ²		
駐車場	前年度末	m ²	基準年度	307.80 m ²			
	工場その他上記以外	前年度末	18,076.87 m ²	基準年度	16,303.55 m ²		
事業の概要							
敷地面積		21,998.00 m ²					

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	生産本部 環境技術室 環境技術グループ	
	連絡先	電話番号	03-3617-0601
		ファクシミリ番号	03-3619-3774
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名 称	統括本部 総務部 総務グループ	
	連絡先	電話番号	03-3617-0601
		ファクシミリ番号	03-3619-3774
		電子メールアドレス	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス： http://www.sugitawire.co.jp
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名：
	入手方法：	
<input type="checkbox"/> そ の 他		

(5) 指定年度等

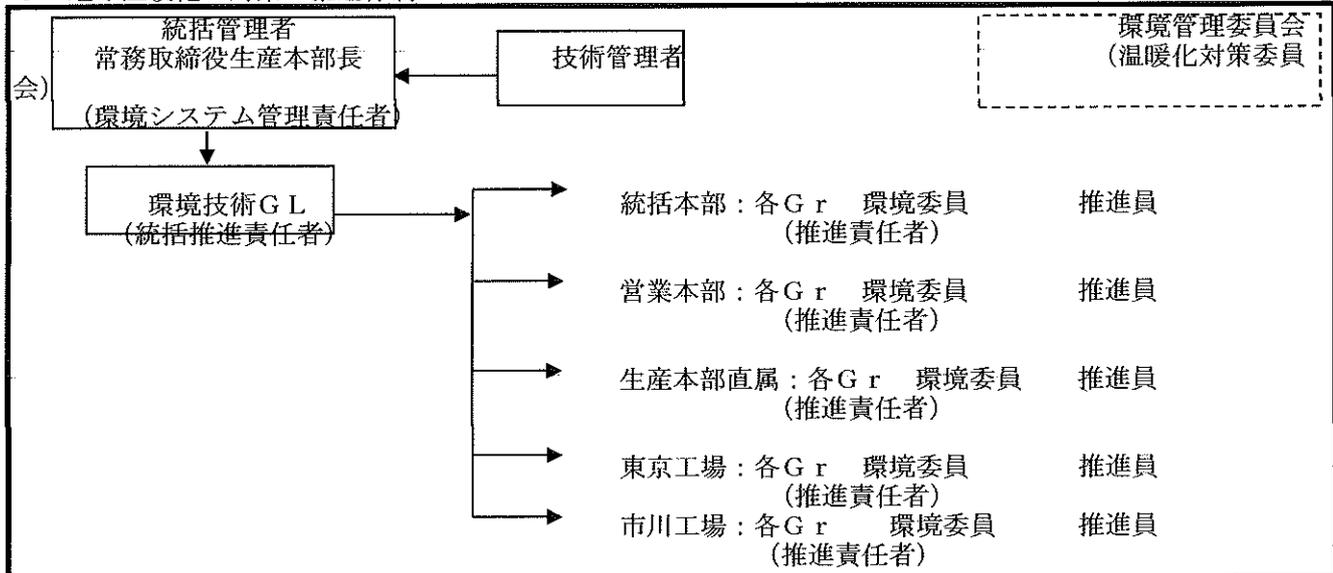
指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	◎ 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		○ 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

「地球温暖化対策制度」の目的を理解し、事業活動と地球環境との調和を図りながら、各部署への周知徹底及び推進活動を実施し、地球温暖化対策として以下の目標を推進します。

1. 温室効果ガスの排出削減に努める。
2. エネルギー原単位の低減を目指す。
3. リサイクル化を促進し、資源保護を目指す。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	生産設備で消費するエネルギーを削減して目標を達成する為、効率の良い生産設備導入、生産工程の見直し、生産システムの最適化を推進することによって総量削減義務（6%）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、上水道、工業用水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素排出が主体となっている。したがって、節水は基より社内処理排水の再正利用率のアップを図り水の使用量を計画期間中3%以上削減する事を目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	6,951 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の平均削減率	II
	排出上限量（削減義務期間合計）	32,670 t（二酸化炭素換算）		6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	生産体制のさらなる高効率化を推進し基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減期間と同様に引き続き社内処理排水の再正利用率のアップを図り水の使用量を計画期間中更に2%以上削減する事を目標とする。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		5,974	6,454	6,744		
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水	39	44	39		
合計		6,013	6,498	6,783		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	287.7	310.8	324.8		

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

◎ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2003年度、2004年度、2005年度 ）
○ 排出標準原単位を用いる方法	
○ その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	2007 年度	変更理由	事業活動の量、種類又は性質を変更する為の設備の増設
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計	
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	6,951	6,951	6,951	6,951	6,951	34,755	
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%		
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)							32,670
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)							2,085
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	6,454	6,744				13,198	
	排出削減量 (F = A - E)	497	207				704	

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

排出基準量は2003年度、2004年度、2005年度を基に、2006年9月生産設備増設を加味して変更し基準としましたが、排出量は2007年度後半期以降の急激な経済状況悪化（リーマンショック）の影響を受け生産量減により急激に減少、その後生産量回復途上で東日本大震災に遭遇し一時的に生産量・排出量共に減少したが、生産量が徐々に回復していますので排出量も同様な傾向に有ります。今後生産設備の稼働率が回復すると排出量も増えるが、削減義務率内に収めるよう対策致します。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No.	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	ノンプレッサラーのインバーター化、台数制御	平成23年度より実施	
2	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	工場照明、高効率照明器具・ランプへ更新	平成22年度より実施	
3	320400	32_廃熱の回収利用に関する措置	コ・ジェネ設備、温水排熱の回収	平成23年度より実施	
4	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	蒸気使用設備の断熱強化	平成22年度より実施	
5	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	ポンプ、ファン、等のインバーター化	平成22年度より実施	
6	490200	49_その他の削減対策	フオークリフトの燃料、化石から電気へ	平成22年度より実施	
7	170300	17_新エネルギー	太陽光発電設備の導入	平成24年度より実施	
8	180100	18_排出量取引	東京都排出量取引制度の利用による充当	平成24年度より実施	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当社では以前から、あらゆる面において「環境に配慮した考え方」を優先させて企業活動に取り組んできました。

地球温暖化対策への取り組みとして、杉田が作る高品質な鋼線製品は、お客様での部品等への成型工程に於いて、従来の成型工程で発生していた切削屑や加熱エネルギーを可能な限り低減する重要な役割を果たしています。

環境管理システムを構築し環境方針を定め、ISO14001の認証取得をして目的・目標には温室効果ガスの削減、省資源、省エネルギーを掲げて事業活動しております。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	車両入替時には、低公害車・低燃費車を導入する。
------	-------------------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	1. 貨物等の搬入時には、低公害・低燃費車を使用する事を売り主に対して求める。 2. アイドリング・ストップ及びエコドライブの徹底について売り主を通じて運送事業者に求める。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況			
		実施中	今後実施	検討中	実施しない 該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上				
	当事業所に納品する際は低燃費・低公害車を使用するよう要請する。			○	
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制				
	法令・条例への適合確認及び東京都環境適合車の使用要請			○	
物流効率化の推進による交通量の抑制	混載を含めて適正な積載率を確保し効率的な輸送をするよう納入業者へ要請し実施中。	○			
エコドライブの推進	エコドライブの推進に関して、再度納入業者に協力要請をする。		○		
体制の整備	物流効率化、エコドライブの推進に係る社内教育の実施、納入業者等の取り組み状況を適宜、把握するとともに確認できる体制を整備する。			○	
貨物輸送以外の自動車交通量対策	通勤者の自動車使用を禁止している。	○			
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量		kg / t・km			